

令和 7 年度以降における県発注工事の前払金の使途拡大について

1 今回恒久化する特例措置の内容

県発注工事に係る前払金の使途を、前払金額の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大することとします。

2 対象となる前払金

平成 28 年 4 月 1 日以降新たに請負契約を締結する工事（債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、令和 7 年 5 月 1 日以降に払出しが行われるものが対象となります。

3 建設工事請負契約約款の改正内容

建設工事請負契約約款第 38 条ただし書中、「令和 7 年 3 月 31 日までに」を削除します。

4 施行期日

令和 7 年 5 月 1 日

5 既に請負契約を締結している工事の取扱い

平成 28 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までに、既に請負契約を締結した工事であって、令和 7 年 5 月 1 日以降に受注者口座からの払出しが行われる前払金があるものについては、発注者と受注者間で協議の上、令和 7 年 5 月 1 日以降に当該請負契約を変更することで、前払金の使途の範囲を拡大することができます。

なお、この場合は、別添変更契約書の作成例を参考に契約を変更するものとします。